

令和5年 第2回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和5年2月6日（月） 午前9時32分 ～ 10時30分

2. 開催場所 福富ゆうあい館 多目的ホール

3. 出席委員（36人）

1番 木下善明 委員	2番 溝口俊弘 委員	3番 外尾正則 委員
4番 藤井啓二 委員	5番 森口弘実 委員	6番 大串勝 委員
7番 川崎勝巳 委員	8番 淵上誠 委員	9番 久原勤 委員
10番 川崎哲朗 委員	11番 池上勝文 委員	12番 川崎正明 委員
13番 橋本重吉 委員	14番 香月幸雄 委員	15番 山下正行 委員
16番 江口和広 委員	17番 土井哲夫 委員	18番 津田保 委員
19番 森邦之 委員	20番 有田勝也 委員	21番 川崎敏樹 委員
22番 中村康則 委員	23番 香月伸幸 委員	24番 溝上博信 委員
25番 岩石学 委員	26番 川崎照子 委員	27番 田口千津子 委員
28番 片淵秋正 委員	29番 香月藤芳 委員	30番 香月一夫 委員
31番 松尾利助 委員	32番 光武直広 委員	33番 筒井政信 委員
35番 一ノ瀬美佐子 委員	36番 津田裕之 委員	37番 片淵久司 委員

4. 欠席委員（1人）

34番 外尾美津子 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に伴う再審議について
- 2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5 農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について
- 6 令和5年白石町農用地利用集積計画（2号）の承認決定について
- 7 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和5年第3回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和5年3月6日（月）9時00分 ゆうあい館 多目的ホール
- 2 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原正好
課長補佐兼農地農政係長 石田善人

農地農政係長

川崎正己

7. その他出席職員

農業振興課 農政係

渕上悦子

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和5年2月第2回白石町農業委員会総会を開会いたします。

なお本日は、農業振興地域整備計画の変更についての説明のため、担当の農業振興課の主任が同席いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

また、総会終了後は、白石1班と福富班、本日午後からは、白石2班、有明班は明日の午後からの予定で行われる農地パトロールについてもよろしくお願いいたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、34番、外尾美津子委員から欠席の届け出がっております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

それでは、お願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、25番、岩石 学委員、26番、川崎照子委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

＝議案番号第10号 再審議＝

議長 1.「農地法第5条の規定による許可申請に伴う再審議について」を議題とします。議案番号第10号の再審議について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書1ページ。議案番号第10号再審議です。

この件につきましては、第1回総会において、賛成少数で採決いただきました案件でございますが、常設審議委員会から再審議の要求がなされておりますので、再度上程し、ご説明いたします。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、②大字福吉字四本黒木〇〇番と④〇〇番は第1種農地。

次に、①〇〇番と③〇〇番は第3種農地。

農地区分の該当事項について、②と④は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

次に、①と③は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道

路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、②と④は、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

次に①と③共に、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員

委員 ○番の○○です。

再審議ということで、再度、説明をさせていただきます。

地元農業委員として 12 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

この申請は、隣接するクリニック・医療モールへの貸駐車場を目的とするものでありますが、譲受人の過去の同様の転用案件について、別の用途に利用されている土地などもあることから、将来的に今回の申請地も同様の扱いになることが懸念され、先月の総会で賛成少数となった案件であります。

地元農業委員として総会后に事務局に確認しましたが、許可基準に適し、申請書類にも不備はないため受理しているとのことです。過去の案件についても、当初の計画どおりに駐車場として造成され、転用完了を事務局が現地で確認をし、申請者が登記地目変更後に、計画どおりに駐車場として利用されていました。その後、新規病院の進出の話が持ち上がったとのことであり、あくまでも、地目変更後における当初計画の変更であります。

周辺農地への影響もなく、隣接農地の耕作者、区長、生産組合長などからも同意を得られています。

特に地域住民も今まで町内にはなかった病院が進出してきたことはありがたい、万が一の時は安心できるとの声も地元ではあがっております。この周辺は浸水常習地ですが、前年度の大水被害の時には病院側の好意により車両等の一時避難所としても利用させていただいており、多くの恩恵を受けているところでもあります。

農業委員として、農地を守ることが基本であることは十分理解していますが、先の述べたように大きな恩恵を受けてもいますし、許可基準、申請書類に不備はなく、転用申請については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 10 号再審議に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 10 号再審議は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第25号＝

議長 次に、2.「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 25 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 25 号、議案書は 2 ページです。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定です。

議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 25 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 25 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 26 号＝

議長 続きますで、3.「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第26号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第26号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3ページから4ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として1月27日に事務局と申請人の〇〇氏の立会いのもと現地確認を行いました。

今回の申請は、以前から、農業用倉庫、家庭菜園として使用していた農地の転用を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をよろしく願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第26号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第26号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 27 号 =

議長 議案番号第 27 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 27 号、議案書 3 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項について、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、③大字福富字十三〇〇番と④〇〇番の一部は、既存の施設の拡張でございます。

次に①〇〇番と②〇〇番及び④〇〇番の一部は、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、以前から専用住宅、農業用倉庫、資材置場、駐車場として使用していた農地の転用を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 27 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 27 号は原案のとおり申請を

許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 28 号＝

議長 議案番号第 28 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 28 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①大字牛屋字明治搦〇〇番は住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

次に、②〇〇番については、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて私が地元ですので、補足説明をいたします。

地元農業委員として 1 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、農業用倉庫、苗床、駐車場、家庭菜園を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 28 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 28 号は原案のとおり申請を

許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 29 号＝

議長　　続きまして、4.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 29 号を事務局に説明を求めます。

事務局長　議案書 4 ページ、議案番号第 29 号。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長　　事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員　　○番の○○です。

地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と譲受人である有限会社○○、代表取締役○○氏の立会いのもと現地確認を行いました。

今回の申請ですが、縫製工場従業員駐車場及び資材置場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、隣接農地の耕作者、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長　　ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長　　ないようですので採決に入ります。議案番号第 29 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 29 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 30 号 =

議長 議案番号第 30 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 30 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。

議案番号第 27 号の関連でもございます。申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について第 1 種農地。

農地区分の該当事項について、①大字福富字十三〇〇番は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

次に、②〇〇番は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請ですが、住宅及び以前から宅地進入路として利用していた農地の転用を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、隣接農地の区長、生産組合長などからも同意を得られていることから問題ないと判断いたします。以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 30 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 30 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 31 号 ～ 議案番号第 36 号＝

議長 続きまして、5.「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農業振興課 農政係

おはようございます。農業振興課農政係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。

本日は農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について、ご審議頂きたく議案を提出させていただいております。

こちらは、いわゆる農振除外に係るもので、こちらの制度では、関係機関である農業委員会からの意見聴取が法により定められています。

今回の案件につきましては、農業振興地域整備計画に関する法律に基づいて要件を確認し、県との事前の協議を行ったうえで提出させていただいております。

早速ですが、今回の除外案件が 5 件、編入が 1 件となっております。

議案の内容としては、議案書 5 ページになります。

議案番号 31 号、申請者は〇〇さん、変更理由は塗装業資材置場、倉庫兼事務所、駐車場として利用するためです。

次に、議案番号 32 号 申請者は〇〇さん 変更理由は漁業用機械及び資材置場として利用するためです。

次に、議案番号 33 号、申請者は〇〇さん、変更理由はホームセンター及び駐車場として利用するためです。店舗名は、株式会社〇〇です。

次に、議案番号 34 号、申請者は〇〇さん、変更理由は宅地進入路の拡張、耕作用道路として利用するためです。

次に、議案番号 35 号、申請者は〇〇さん、変更理由は上下水道工事関係事務所、工所用資材置場、駐車場として利用するためです。

詳細は別紙位置図詳細 13 ページから 24 ページをご覧ください。

農地転用するための農用地区域（農振青地）からの除外は、農用地区域内の土地確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、次の 5 要件をすべて満たす場合に限り除外可能となっております。

5 要件としては、

- 1 農地転用が必要かつ規模が適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であること。
 - 2 農用地区域内の農用地の集団化や農作業の効率化等、農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - 3 認定農業者等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - 4 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - 5 農業生産基盤整備事業（農業用排水施設の新設・変更、区画整理、農用地造成、埋め立て等）の工事完了後 8 年を経過していること。
- となっております。

以上の観点から考慮しまして、議案番号 31 号から議案番号 35 号までの農振除外 5 件は承認が相当と判断いたします。

また、議案番号 36 号、申請者は〇〇さんの編入 1 件は白石町の農業振興計画上必要と考えられる農地であるため、承認が相当と判断いたします。詳細は別紙位置図詳細 25 ページから 26 ページをご覧ください。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。まず、除外の議案番号第 31 号から 35 号について、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

事務局長 補足でございます。議案書 5 ページの議案番号第 33 号です。ホームセンターの部分でございます。こちらにつきましては、面積が、7,808 m²ということになっております。30a 以上の重要な案件については、事業者等の説明を求めたいということでございますけれども、今回は、農振除外というところでございます。図面等、そういったものも、予定の部分で提出されているところでございます。転用申請が出され、その議案が上程された時においてお願いしようと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにないですか。

〇番 ホームセンターは、どこのホームセンターですか。

事務局 〇〇です。

〇番 わかりました。

〇番 〇番の〇〇です。

最後の議案 36 号の分です。新たに、編入という、面積的にはたいしたことないですが、用途は何をされるのですか。

農業振興課 農政係

こちらのほうは、田んぼとして利用される予定です。元が、田んぼのようにして利

用をされていたので、現状どおりに整えたいということで、申請がっております。

○番 なぜ、外れていたのがわからないですね。なぜ外れていたのでしょうか。

農業振興課 農政係

こちらが、最初、宅地の部分になっていまして、こちらのほうには、鶏舎かなにかが建っていたらしいです。今は、もうなくなったので、田んぼに編入になりました。

○番 ありがとうございます。

議長 36号まで、質問が出ましたので、36号までほかに質疑ないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、36号まで採決に入ります。議案番号第31号から第36号までに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、この議案番号第31号から36号は当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第37号＝

議長 続きまして、6. 議案番号第37号「令和5年白石町農用地利用集積計画（2号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第37号の「農用地利用集積計画（2号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は8件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに相対での設定が17件、4ページから9ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が49件、合わせて66件の計画が提出されており、賃借権設定が61件、使用貸借権設定が5件となっております。

区分の内訳として新規が29件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが12件ありました。再設定は25件でした。

今回の利用権の総面積は374,966㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものが49件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、74件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

所有権移転について審議します。

これについては議事参与の制限がございます。○番、〇〇委員については、退室をお願いします。

議長 それでは、所有権移転について、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第37号(所有権移転)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第37号(所有権移転)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

○番、〇〇委員の入室を認めます。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございます。

○番、〇〇委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第37号(利用権設定)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第37号(利用権設定)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第38号 ～ 議案番号第43号＝

議長 続きまして7.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指

名について」を議題とします。

農地の売渡し希望から農地の借受希望、議案番号第 38 号から議案番号第 43 号まで、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。議案書 7 ページ。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 38 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、27 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 39 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、28 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 40 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、29 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 41 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、千葉県の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、30 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 42 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、戸ケ里の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、31 ページから 32 ページをご覧ください。

続きまして、農地の借受希望です。

議案番号第 43 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、坂田の〇〇氏です。

申請理由は、経営規模拡大で、白石町内全域で空きハウスがある農地と、その空きハウスの近隣の農地で、いずれも 30 a 程度の面積を希望されています。

作付作目は、小葱です。

以上、議案第 38 号から議案第 43 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 38 号から議案第 43 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 38 号から議案番号第 43 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 38 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 39 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 40 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 41 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 42 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 43 号。

委員 ○番 ○○と、○番 ○○委員と、○番 ○○委員でお願いします。そして希望の農地は、白石町全域でありますので、候補地が出てきた時にその地域の担当農業委員を、後ほどもうお一方お願いすることになると思います。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 38 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。
議案番号第 39 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。
議案番号第 40 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。
議案番号第 41 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。
議案番号第 42 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。
議案番号第 43 号、○番 ○○委員と、○番 ○○委員と、○番 ○○委員で、後
ほどもうお一方でお願いいたします。

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局 事務局の担当を申し上げます。

議案番号第 38 号は○○、議案番号第 39 号は○○、議案番号第 40 号は ○○、議
案番号第 41 号は○○、議案番号第 42 号は○○、議案番号第 43 号は○○。
連絡調整につきましては、担当者をお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡
をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(令和 5 年 第 3 回農業委員会総会の日時及び場所)

- 1 日時・場所 … 令和 5 年 3 月 6 日 (月) 9 時 00 分 ゆうあい館 多目的ホール
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたしま
す。

閉会時刻 午前 10 時 30 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員